

事務連絡
平成27年10月1日

派遣元責任者講習実施機関の長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課
課長補佐（派遣・請負雇用管理担当）

労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正に係る
派遣元責任者講習の講義科目等の変更について

日頃より、労働者派遣事業における派遣元責任者講習の適切な運営のために御尽力いただき、感謝申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）が平成27年9月30日から施行されたことに伴い、下記のとおり、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」（以下「要領」という。）が改正になり、派遣元責任者講習の講義科目等についても変更することになりました。

改正後の要領は厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、内容を御確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。派遣元責任者講習において配付する資料については、厚生労働省ホームページにおけるパンフレットやリーフレットをご活用くださいますようお願いいたします。

記

1 主な変更点

- （1）講義科目「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」について、全受講者必修に変更
- （2）講義科目「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」について、改正法を踏まえた内容に変更
- （3）講義科目「関係法令、制度の動向とポイント」に、派遣労働者に対するセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及びパワーハラスメントの防止等のための知識の付与（当該知識を派遣労働者の雇い入れ時等に周知・啓発する。）を追加

(4) 「派遣元責任者講習において配付する資料」の法令条文の修正

2 主な変更点に係る留意事項

(1) 1の(2)について

派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2の規定に基づき、派遣元責任者講習が法令で規定されたところですが、雇用管理の適正な実施のためには、派遣元事業主に対する改正法の十分な理解を促進する必要があることから、派遣元責任者講習の講義課目が全て必修となりました。既に申込みがあった受講者についても、全ての講義科目を受講するようお願いいたします。

ただし、講習の開催日程までの時間的制約等の理由から、受講者が当初受講予定だった日（以下「受講日」という。）に講義科目「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「講義科目「労働者派遣法」」という。）を受講できず、全ての講義科目を受講する取扱いが困難な場合は、以下の方法によりお取り扱いください。

① 受講者と連絡調整を行ったうえで受講日の変更

② ①において、受講日の変更が不可の場合、講義科目「労働者派遣法」のみ他の日に受講

なお、②の場合において、講義科目「労働者派遣法」を受講した日付け以降で受講証明書を交付してください。

(2) 1の(3)について

セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及びパワーハラスメントの防止等のための知識について、まずは、派遣元責任者が十分に理解できるような講習内容とするようにしてください。

そのうえで、当該知識を派遣労働者が習得し、適正な派遣就業に資することも念頭においていることを踏まえ、派遣元事業主として、派遣労働者の雇い入れ時や教育訓練時等に派遣労働者に周知・啓発するよう、受講者に伝達してください。

派遣労働者への周知・啓発にあたっては、厚生労働省ホームページにおけるパンフレットやリーフレットを活用することが効果的ですので、講習において、該当するパンフレットやリーフレットを紹介する等、講義の工夫を行っていただくようお願いいたします。

<改正後の要領の URL>

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_h24/index.html